

## 平成30年度 長野市の保育所等利用者負担額について

こども未来部 保育・幼稚園課

### 1 保育料（利用者負担）の決定について

長野市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会からの答申を必要とはされていませんが、本市においては、昭和50年から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定しています。

### 2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費と保護者が負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を保護者の所得に応じて負担し、残りを国、県、市で負担しています。

なお、本市では子育て世帯の経済的負担に配慮し、保育所等の保育料については、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

### 3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の決定事項について

- (1) 平成26年度までの旧制度における保育所の保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。
- (2) 平成26年度の審議会では、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」における保育所の保育料設定として、「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの料金を設定しました。併せて、幼稚園の保育料については、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担を新たに保育料として設定しました。また、保育所の保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。
- (3) 平成27年度の審議会では、多子世帯等の保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の負担軽減措置を拡充し、第1子の保育料を従来の半額、第2子以降を無償とすることを決定しました。
- (4) 平成28年度の審議会では、幼稚園の保育料について、年収約360万円未満相当世帯の保育料を軽減する国の方針に合わせ、変更しました。また、市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償とし、年収約360万円未満相当のひとり親世帯について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減することを決定しました。

### 4 平成30年度の利用者負担（保育料）について

国の動向を注視し、本市における来年度の保育料について検討したいと考えています。

なお、現在のところ、国において保育料改正の動きはありません。

# 平成29年度 保育料基準額表

単位:円

**表1** 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000	0	0
C	77,100円以下の世帯	14,100	7,050	0
E	211,201円以上の世帯	25,700	12,850	0

**表3** 2号・3号認定（保育所、認定こども園等）

階層区分	定義	保育料(月額)											
		3歳以上児						3歳未満児					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降		
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	7,600	3,800	0	7,600	3,800	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950
D1		48,600円以上 60,000円未満	11,900	5,950	0	11,700	5,850	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000
D2		60,000円以上 76,000円未満	16,800	8,400	0	16,500	8,250	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550
D3		76,000円以上 97,000円未満	21,700	10,850	0	21,300	10,650	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050
D4		97,000円以上 123,000円未満	25,200	12,600	0	24,800	12,400	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500
D5		123,000円以上 148,000円未満	26,100	13,050	0	25,700	12,850	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900
D6		148,000円以上 169,000円未満	26,600	13,300	0	26,200	13,100	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650
D7		169,000円以上 219,000円未満	27,200	13,600	0	26,700	13,350	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850
D8		219,000円以上 265,000円未満	28,700	14,350	0	28,200	14,100	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350
D9		265,000円以上 301,000円未満	29,600	14,800	0	29,100	14,550	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800
D10		301,000円以上 397,000円未満	30,700	15,350	0	30,200	15,100	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350
D11	397,000円以上	31,800	15,900	0	31,300	15,650	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	

**表2** ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	3,000	0	0

**表4** ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)											
		3歳以上児						3歳未満児					
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間		
1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市町村民税所得割課税額 D3の一部	48,600円未満	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D1		48,600円以上 60,000円未満	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D2		60,000円以上 76,000円未満	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。  
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。  
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。

## 長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 保育園、認定こども園、幼稚園等に在園している第3子以降のお子さん
- 軽減額 ① 3歳未満児で、市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。  
 ② 上記①以外のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。  
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。